

○田原市セントファール駐車場の設置及び管理に関する条例

平成16年3月30日

条例第3号

改正 平成17年3月29日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、セントファール駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 セントファール駐車場
- (2) 位置 田原市田原町萱町1番地

(指定管理者の指定等)

第3条 次に掲げる駐車場の管理に関する業務は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。

- (1) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (2) 駐車場への駐車拒否又は駐車場利用の禁止若しくは制限に関すること。
- (3) 駐車場内の放置自動車の排除に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 駐車場の平等利用が確保されること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第4条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第5条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第7条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日の翌日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 駐車場の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収入の実績
- (3) 駐車場の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による駐車場の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項
(業務報告の聴取等)

第6条 市長は、駐車場の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第7条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(利用の許可)

第8条 市長が別に定める駐車場の一部の区画を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に駐車場の管理上必要な条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、前条第1項の規定により許可を受けた者（以下「月極利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定による許可を取り消し、又は駐車場の利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 前条第2項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。

(利用料金)

第10条 月極利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金の額は、別に定める基準額の範囲内において指定管理者が定める額とする。
- 3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公告しなければならない。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 6 納付された利用料金は、月極利用者が指定管理者の承認を受けて駐車場の利用を中止した場合を除き、還付しない。

(駐車の拒否)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、駐車を拒否することができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 他の自動車の利用に支障を及ぼすおそれがある物品を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設をき損するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があるとき。

(禁止行為)

第12条 駐車場においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設及び設備を汚損すること。
- (3) 前2号のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第13条 市長は、公共の福祉のためやむを得ない事由があるときは、駐車場の利用を禁止し、又は制限することができる。

- 2 指定管理者は、補修その他駐車場の管理上やむを得ない事由があるときは、駐車場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(損害賠償)

第14条 駐車場の施設又は設備をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(事故等の免責)

第15条 駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷については、市は、賠償の責めを負わない。ただし、その自動車の保管に関し市が善良なる管理者の注意を怠った場合は、この限りでない。

2 第11条及び第12条の規定により、駐車を拒否し、又は利用を禁止し、若しくは制限した場合において、駐車場の利用者に損害が生ずることがあっても、市は、賠償の責めを負わない。

(放置自動車の排除)

第16条 指定管理者は、引き続いて10日以上駐車している自動車を、必要な手続を経て、排除することができるものとする。

(秘密を守る義務)

第17条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第3条第2項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(平成16年規則第25号で平成16年7月12日から施行)

附 則 (平成17年3月29日条例第3号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。